川崎市保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する 条例の制定について

川崎市保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例 を次のとおり制定する。

令和3年 5 月31日提出 川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する 条例

川崎市保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年川崎市条例第74号)の一部を次のように改正する。

第8条の次に次の2条を加える。

(就業環境の整備)

第8条の2 保護施設等の設置者は、利用者に対し適切な処遇を行う観点から、 職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であっ て業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害される ことを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。 (業務継続計画の策定等)

第8条の3 保護施設等の設置者は、感染症又は非常災害の発生時において、 利用者に対する処遇を継続的に行うため及び非常時の体制で早期の業務再開 を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継 続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 保護施設等の設置者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとと もに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- 3 保護施設等の設置者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応 じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第9条に次の1項を加える。

3 保護施設等の設置者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民 の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第18条第2項中「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該救護施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該救護施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のため の指針を整備すること。
- (3) 当該救護施設において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から令和6年3月31日 までの間、改正後の条例(以下「新条例」という。)第8条の3の規定の適 用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

3 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第18条第2項(新条例 第26条、第33条及び第39条において準用する場合を含む。)の規定の 適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めな ければ」とする。

参考資料

制定要旨

救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、救護施設等の設置者は、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないようにするための措置を講じなければならないこととすること等のため、この条例を制定するものである。